

令和3年7月9日

### 在宅勤務の継続について

本機構では、東京都が緊急事態宣言等（まん延防止等重点措置を含む）の対象地域として指定されている間、可能な範囲で在宅勤務を継続いたします。

会員の皆様にはご不便をおかけしないように努めますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。